

○東京都地方独立行政法人評価委員会規則

平成一七年一〇月一三日

規則第一九二号

東京都地方独立行政法人評価委員会規則を公布する。

東京都地方独立行政法人評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号。以下「条例」という。）第八条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分科会)

第二条 条例第六条第一項の規定に基づき、委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる業務を行う地方独立行政法人に係るもの（委員長が別に定めるものに限る。）を処理することとする。

試験研究分科会	試験研究
公立大学分科会	大学及び高等専門学校の設置及び管理
高齢者医療・研究分科会	高齢者の医療及び研究

(書面による審議)

第三条 知事は、やむを得ない理由により、条例第七条の会議を開くことが困難であると認める場合には、議事に係る書面（電磁的記録によるものを含む。）を委員及び当該議事に関係のある臨時委員（次項において「臨時委員」という。）に送付することにより、委員会の議事について意見を求めることができる。

2 前項の場合において、委員及び臨時委員の過半数から委員長に対し、意見の提出があったときは、委員会の議事は、意見を提出したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会の議事に準用する。

(庶務)

第四条 委員会の庶務は、総務局行政改革推進部行政改革課において総括し、及び処理する。ただし、試験研究分科会に係るものについては産業労働局商工部創業支援課において、公立大学分科会に係るものについては総務局総務部企画計理課において、高齢者医療・研究分科会に係るものについては福祉保健局高齢社会対策部施設支援課において処理する。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例(平成十七年東京都条例第百十七号)附則第二項の規定により委員会の委員となった者は、公立大学分科会に属すべき委員となるものとする。

附 則(平成一八年規則第六〇号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第二〇三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第一二四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第二九号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第一二〇号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第一一五号)

この規則は、公布の日から施行する。